

認定こども園・保育所等の副食費を助成します

令和元年 10 月 1 日から、幼児教育・保育の無償化が始まり、3 歳児から 5 歳児までの副食費（おかず・おやつ代）が各保育施設での実費徴収となりました。
※国の制度により、年収 360 万円未満及び第 3 子以降の子どもは免除となっています。

大鰐町では、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和 7 年 4 月から全ての子どもの副食費を助成します。
※認可外保育施設、未移行幼稚園等は対象外です。

助成対象者

町内に住所を有する 3 歳児から 5 歳児までの保護者

対象額

児童 1 人につき、上限月額 5,100 円

※主食費（ご飯、パン、麺類代）は、今までどおり保護者負担です。

手続き

原則として、保護者の手続きは不要

※保護者に代わって、各保育施設が町に請求します。

問い合わせ先

大鰐町役場 保健福祉課 福祉係

〒038-0211 大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3

電話 0172-55-6568（直通）